

## 第3部 "改革の時代"の取り組みと残された課題 第9章 投資環境改善に向けた政策対話

著者	山田 七絵
権利	Copyrights 日本貿易振興機構（ジェトロ）アジア経済研究所 / Institute of Developing Economies, Japan External Trade Organization (IDE-JETRO) <a href="http://www.ide.go.jp">http://www.ide.go.jp</a>
シリーズタイトル	その他
雑誌名	インドネシア 再生への挑戦
ページ	195-219
発行年	2005
出版者	日本貿易振興機構アジア経済研究所
URL	<a href="http://hdl.handle.net/2344/00010542">http://hdl.handle.net/2344/00010542</a>

## 第3部

# “改革の時代”の取り組みと残された課題

---



他社の改善活動の取り組みについて真剣に検討する研修参加者：ブカシの工業団地内研修会場（2003年9月11日 三谷 知 [AOTS海外プロジェクト課] 撮影）

## 投資環境改善に向けた政策対話

山田 七絵

---

### はじめに

2004年、インドネシアのGDP成長率は危機後最高の5.1%（前年は4.9%）を記録した。近年の安定したマクロ経済成長は、インドネシア経済がアジア経済危機の打撃から完全に立ち直ったかの印象を与える。アジア通貨危機翌年の1998年、GDP実質成長率はマイナス13.1%まで落ち込み、経済危機の影響のみならず、その後のインドネシアの政治変動、それに伴う投資環境の悪化、世界景気低迷の長期化もあって、インドネシアに対する外国投資は額、件数ともに大きく落ち込んだ（第2章参照）。ようやく回復の兆しがみえてきたとはいえ、中国、タイなど近隣諸国の投資環境整備によってインドネシアの投資環境が相対的に低く評価されるようになったこともあり、現在に至っても外国投資の低迷は続いている。加えて、近年の外国投資が従来インドネシアの経済成長の牽引役であった労働集約的な製造業から商業施設や住宅の建設など、雇用創出効果の小さい不動産部門へと移っている。このような製造業への投資の低迷は失業率上昇の一因ともなり（2003年の失業率は9.5%）、今後のインドネシアの経済成長を阻害する要因として懸念されている（World Bank [2004]）。メガワティ（Megawati Soekarnoputri）前大統領は2003年を「投資の年」と宣言したが、任期中に外国投資の回復という目標を果たすことはついにできなかった。外国直接投資を呼び込み、今後のさらなる経済成長につなげたいインドネシアにとって、投資環境の改善は喫緊の課題であり、また2004年10月に発足したスシロ・バンバン・ユドヨノ（Susilo Bambang Yudhoyono）新政権に引き継がれた重要な課題であると言えよう。

近年、世界銀行（World Bank）、日本貿易振興機構（Japan External Trade Organization: JETRO）などは、インドネシアの投資環境が法制度の運用の不確実性、中央・地方政府における汚職の蔓延、インフラの未整備、労働問題など、多様な問題を抱えていることをたびたび指摘してきた。一方、内外投資の減退、さらには2002年に報じられたナイキ（Nike Inc.）、ソニーの現地法人（PT Sony Electronics Indonesia）等有名外資系企業の現地サブコントラクターへの発注中止や撤退を一つの契機としてインドネシア政府内でも投資環境の悪化に対する危機感が高まり、改善へ向けた努力が必要であるとの認識が共有されるようになった。2003年9月にインドネシア政府みずからが発表したIMF卒業後の経済政策である経済政策パッケージ（通称「白書」）は、このような政府内の危機意識を表しており、続く新政権もビジネス界との対話、投資環境の改善を重視している。本章では、メガワティ政権成立直後のビジネス界との政策対話開始から白書発表を経て、新政権による経済政策の策定に至るプロセスにおいて、企業団体、政府関連機関による政府への提言など、投資環境改善にむけた外部の働きかけが果たした役割に注目したい。

このような取り組みの発端は、メガワティ政権成立直後の2001年9月にジャカルタ・ジャパン・クラブ（Jakarta Japan Club: JJC）<sup>(1)</sup>などビジネス界が中心となって行ったインドネシア政府の関連省庁との投資環境の改善に向けた提言活動である。2002年1月10日の第1回全体会合以降、JJCとインドネシア政府との投資環境対話は定期的に続けられたが、2004年2月の会合を最後に、この活動は同年4月の総選挙終了以降、インドネシア商工会議所（Kamar Dagang dan Industri Indonesia: KADIN）を中心とした各国企業団体とインドネシア支援国会合（Consultative Group on Indonesia: CGI）<sup>(2)</sup>による政策提言活動に引き継がれている。

本章では、まず第1節において現在までに関係機関、企業団体などにより行われてきた調査結果をもとに、外国企業が直面するインドネシアの投資上の問題点を整理する。次に第2節で、JJCによるインドネシア政府との政策対話とその成果の一部が反映された「白書」の発表、さらに2004年4月以降のKADIN、CGIによる新政権への政策提言活動を概観する。最後の第3節では、このような政策対話に対する新政権の回答として、ユドヨノ政権発足時に発表された中期目標と、そのなかの短期的な政策である100日アジェンダを紹介し、

新政権が取り組むべき課題を整理したい。

## 第1節 外国企業が直面する投資上の問題点

インドネシアで操業する外国企業が直面している投資上の問題点については、世界銀行の報告<sup>(3)</sup>があり、また日本企業、日系企業に特に焦点を当てたものとしては国際協力銀行（Japan Bank for International Cooperation: JBIC）、JETRO、JJCなどの詳細なアンケート調査結果<sup>(4)</sup>がある。本節では、現在までに蓄積された調査結果を用い、問題点を整理したい。なお、2005年3月現在、インドネシアで操業する日系企業は1000法人を超え、金額においても日本が最大の投資国である。このことから、日系企業の抱える投資上の問題はある程度インドネシアで操業する外国企業の意見を反映していると考えられるため、日系企業を対象とした調査結果を適宜参照することとしたい。なお、インドネシアで操業する日系企業の業種の7割程度が機械、化学、自動車部品等の製造業であり、財務省によれば2003年度の日本の対インドネシア直接投資のなかで製造業による直接投資総額は495億円（全体の67.6%）、投資件数は33件（70.2%）を占める。

### 1. 投資環境の国際的な評価

ワールド・エコノミック・フォーラム（World Economic Forum）の評価では、2004/05年のインドネシアの国際競争力指数（総合）は104カ国中69位で、他のアジア諸国と比較すると台湾（4位）、シンガポール（7位）、マレーシア（31位）、タイ（34位）、中国（46位）などから大きく引き離され、フィリピン（76位）、ベトナム（77位）とともに厳しい評価となっている。なお、技術競争力指標は73位、公的制度の評価は68位となっている。また、トランスパランス・インターナショナル（Transparency International）の各国の汚職調査によれば、汚職指数は146国中8位となっており、アジアはおろか、世界でも有数の汚職大国である。インドネシアの投資環境に対する評価は、全体的に厳しいと言えよう。

世界で操業する日系製造業939社（有効回答595社）を対象にJBICが行った

2004年度の意識調査では、中期的な投資先としてのインドネシアの評価は7位となっており、日系企業がインドネシアで操業するメリットとして、労働力が安価である(68.9%)、現地市場の将来性(62.2%)、第3国への輸出拠点としての役割(26.7%)、などの回答が多くなっている<sup>(5)</sup>。近隣諸国との比較において、インドネシアの安価で豊富な労働力は日系企業をはじめとする外国企業にとり大きな魅力であるということができ、労働集約的な機械、電子部品製造、組み立てなどの分野における生産拠点として長らく不動の地位を勝ち得てきた。しかしながら、後述するように度重なる最低賃金の引き上げとそれに見合わない労働生産性は、外国企業の投資先としてのインドネシアの優位性を低下させている。

貿易・投資円滑化ビジネス協議会によるアンケート調査のなかで在インドネシア日系企業が指摘した2003年度の貿易・投資上の問題点の総数は103項目に上り、この数字は67の対象国・地域のなかで中国、米国、ロシアに次いで多く、第4位である。さらに、このようなビジネス活動上の問題点は、近年増加傾向にあることが明らかとなっている。スハルト(Soeharto)体制崩壊後、ワヒド(Abdurrahman Wahid)政権からメガワティ政権に至り、経済危機と民主化、さらには地方分権化後の政治的混乱のなかで、投資上の障害は深刻化していることが読み取れる。具体的な投資上の問題として、2004年のJBICの調査では政治・社会情勢が不安定(57.9%)、通貨・物価が不安定(23.7%)などマクロ経済に関するもの、現地での管理職クラスの人材不足(28.9%)、労務問題(21.1%)、労働コストの上昇(18.4%)など労務・人材育成に関わる事項、他社との厳しい競争(31.6%)、税制の運用が不透明(23.7%)、インフラの未整備(21.1%)、法制の運用が不透明(21.1%)、などが多く挙げられている。

以下では、世界銀行、JBIC、JETROなどの報告に基づき、(1) 税務・通関問題、(2) 労働・労務問題、(3) インフラ問題、(4) 地方分権化の影響、(5) 投資促進政策・裾野産業の不在、(6) 法制度の不備、に関連する具体的な問題点を整理したい。

## 2. 投資上の主な問題点

### (1) 税務・通関問題

税制に関する問題点で指摘が多いのは、税務関連手続きが煩雑で頻繁に遅延

が生じるといった、公共サービスの質の低さである。なかでも法人税の予納制度の弊害<sup>(6)</sup>と、付加価値税（Value Added Tax: VAT）還付手続きの遅延の常態化、さらには手続きの際、税務職員に要求される不当な手数料の支払いは、企業の活動に重大な障害をもたらしている。同様のことは通関においても言われており、通関手続きが煩雑であるのみならず、輸出向け製品のための輸入原材料に対する関税還付手続き、輸入前検査などの局面で不当な手数料が要求されている。さらに、このような不透明なコストは増加傾向にあり、企業活動、資金繰り等に悪影響をもたらす水準に達している（JETROジャカルタ・センター [2003b]）。また、インドネシアで起業するためには現行の法律・規則に従えば11の手続きが必要であり、そのために168日間の日数を要し、103.01ドルの資金が必要である。この数字は、インドネシアで外国企業が起業するための公式な初期投資費用は東アジア諸国と比較してそれほど高くないが、手続きに約3倍の時間を要することを意味しており、実際には各手続きの際に税務官、税関職員から要求される賄賂により一層費用は増大する（World Bank [2003]）。

インドネシアの貿易政策については、2002年以降にわかに保護主義的な色彩を帯びてきており、この傾向を危惧する声は多い。政府がこの時期相次いで発表した2002年の鉄鋼の関税率引き上げ、ASEAN自由貿易地域（ASEAN Free Trade Area: AFTA）開始後に導入された時限的緊急輸入制限（セーフガード制）など一連の国内産業の保護を目的とした通商政策は、世界貿易機関（World Trade Organization: WTO）規定に照らすと合法であるが、最適地からのより安価な原材料調達を指向する製造業企業にとっては投資上の大きな障害となった。このような高関税政策に加え、高い奢侈品税率<sup>(7)</sup>にも企業からは不満の声が上がっている。他方、密輸の増加への対策として、政府は電子機器関連製品30品目の通関手続きを簡易な通関手続き（グリーン・レーン）から複雑な通関手続き（レッド・レーン）に変更しており、このことで当該業種において手続きの遅延等の障害が発生している。

## (2) 労働・労務問題

労働・労務に関連する問題は多いが、そのなかでも特に指摘の多いのが、労働賃金に関する問題、労働者の利益に偏重した新労働法、労働運動などの労務問題に関する問題である。以下では、それぞれの問題点の背景に言及しつつ、

整理したい。

近年インドネシアの最低賃金上昇率は、物価上昇率を上回っている（表9-1）。ジャカルタの工場労働者の最低賃金は、97年の17万2500ルピア（月額）から2004年には67万1550ルピアへと、実質約53%上昇した<sup>(8)</sup>。ドル・ベースでの周辺国との比較においてインドネシアの賃金水準はなお高いとはいえないが、労働生産性の伸びが実質賃金の上昇率に及ばず、労働者の競争力はベトナム、中国より低いとの見方もある<sup>(9)</sup>。なお、最低賃金の決定権は政令2000年第25号によって中央から各県、市に移譲することが定められたが、労組と各知事の利益を反映する傾向が強まり、企業の経営実態から乖離していると言われる。従来中央、州、県・市の三つのレベルで政府、雇用者、労働者の代表で構成される委員会が最低賃金の決定を行うなど、三者間協議が主流であったが、近年労組の活動や労使関係の調整における政府の役割は縮小し、労使二者交渉が重視されるようになりつつある（水野 [2003]）。

2003年3月25日に発効した新労働法（2003年労働力に関する法律第13号）、同年12月16日に国会で可決された労使紛争処理法（法律2004年第2号）は、2000年に制定された労働組合に関する法律第21号とともに、インドネシアの労働3法とも言うべき法体系を形づくっている。紆余曲折を経て制定された新労働

表9-1 最低賃金の推移（ジャカルタ）

（単位：ルピア、ドル）

決定日	最低賃金 (Rp) (a)	消費者 物価指数 (b)	実質 最低賃金 (a/b×100)	1997.4.1の数値=100 とした指数		前期比伸び率		
				最低賃金 (Rp)	最低賃金 (ドル)	最低賃金 (Rp)	最低賃金 (ドル)	消費者 物価指数
1997.4.1	172,500	111.8	154,307	100	100	-	-	11.8%
1998.8.1	198,500	198.5	100,015	115.1	33.4	15.1%	-66.6%	77.5%
1999.4.1	231,000	202.5	114,102	133.9	49.6	16.4%	48.4%	2.0%
2000.4.1	286,000	221.4	129,195	165.8	57.3	23.8%	15.5%	9.3%
2001.1.1	426,250	249.2	171,082	247.1	70.1	23.8%	1.6%	12.5%
2002.1.1	591,266	254.1	232,672	342.8	107.1	38.7%	52.9%	10.0%
2003.1.1	631,554	276.3	228,551	366.1	120.0	6.8%	12.0%	5.2%
2004.1.1	671,550	284.3	236,212	389.3	134.2	6.3%	11.8%	6.4%

（出所）石田 [2003] を参考に、IMF、中央統計庁データを用いて筆者作成。消費者物価指数は、1996年度の数値を100とした場合の値で、各年度の数値。



法は、解雇規定の改変、アウトソーシング関連規定などを含み、その一部の条項がインドネシアにおける事業の費用を増大させ、投資環境を悪化させているとの指摘は多い。特に、同法第59条「契約労働は一時就労あるいは季節就労などに限られ、労働者は3年以内に正社員の地位を取得できる」、第66条「契約労働者を中核業務（製造工程など）で勤務させてはならない」、第79条「6年勤続した労働者に最大で連続2ヵ月の長期休暇の取得権利を与える」、などが極端な労働者保護政策であるとして、多くの外国企業の批判にさらされている。第59条、第66条は雇用関係の安定化を目的としているが、現在多くの外国企業が現地労働者の一部を契約社員として雇用している現状を鑑みれば、企業のコスト削減の大きな制約となるであろう。労働者側に有利な新労働法の発効に伴い、第156条に詳細に規定された退職金と勤続功労金の高さから解雇が困難になったために<sup>(10)</sup>、勤務態度が悪化したという事例も報告されている。同法に違反した場合の労働者の罰則規定も少ない。

労働力・移住省は、2002年1～9月のストライキ発生件数は、2001年通年を上回る180件（前年同期比9.8%）と発表した。このような労働運動は生産活動を阻害するのみならず投資家の不安感を高め、新規投資を遠のかせる原因ともなりうるが、2005年3月現在、インドネシアの労働運動は沈静化しつつあるという見方が主流になっている。

### (3) インフラの未整備

インフラの未整備は、汚職や法の未整備などの問題と比較して、外国企業にとってそれほど深刻な問題とはなっていないものの、危機以来インフラ関連の新規投資が激減したことによる既存インフラの劣化、維持・管理体制の悪化を指摘する声は多い。2002年のワールド・エコノミック・フォーラムの評価では、80ヵ国と比較した場合、インドネシアはインフラ全般の質で64位、供給電力の質で69位であり、他国との競争力という点でインドネシアのインフラは多くの改善の余地を残している。以下では電力、道路、港湾セクターについて問題点を整理する。

まず、ジャワ・バリ系統での電力供給不足は、国営電力会社（Perusahaan Listrik Negara: PLN）によってジャワ島の南側送電線網の建設が進められており、2005年中に開通予定である。一方、スマトラ島南部では3ヵ所の発電所が

2004年11月に操業を開始し、390kmの送電網が増設されたため、2004年度中の電力危機区域は20地区から6地区に減少した（第11章第6節参照）。ただし、中期的には莫大な投資を必要とし、新政権のインフラ投資計画でも主要な部分を占めている。一方、PLN、プルトミナ（Pertamina）社による電力と石油の独占的供給体制と、不透明かつ一方的な価格決定、度重なる料金改定に疑問をもつ企業は多い。

道路の管理能力の低さに起因する老朽化は、特に内需向け中小製造業にとって製品の確実な輸送の深刻な障害となっている。背景には地方自治体の資金不足と維持・管理に対する認識の薄さがある。港湾については、特にロジスティクス企業、輸出型企業において、コンテナ取り扱い料金が近隣諸国と比較して作業の非効率を考慮すると割高<sup>(11)</sup>であるとの指摘が多い。加えて、メンテナンス技術や予算の不足から港湾施設の老朽化が進行しており、特に地方港湾においては地方分権化に伴って施設の管理運営権が国から地方政府に移譲されたにもかかわらず、地方政府が財源の移譲を伴わなかったことを理由に引き受けを拒んだため、施設の維持管理を担当する部局の不在により一層の老朽化が進んでいる。

#### (4) 地方分権化の影響

インドネシアでは1999年法律第22号「地方自治法」および同年第25号「中央・地方財政均等法」に基づき、2001年1月より地方分権化が実施された。その結果、多くの民間企業や商工会議所、地方自治実施監視委員会（Komite Pemantauan Pelaksanaan Otonomi Daerah: KPPOD）等が分権化前よりもビジネス活動が阻害されていると指摘している。汚職、公共サービスの不備などの問題が、分権化後の混乱と資金、人材不足から地方においてより深刻化し、複雑化しているとの声もある（JETROジャカルタ・センター [2003c]）。このような混乱の原因として、制度面の不備、地方政府へ配分される資金の不足、地方行政に携わる人材の不足が考えられよう。

まず制度面での不備であるが、分権化後、中央、地方政府から頻繁に公布される様々なレベルの法律、規定は、その内容が明確でない、あるいは互いに整合性をもたない場合が多い。そのため地方行政においては法律の解釈・決定の大部分を個人裁量に委ねざるを得ず、税務、労務、通関、その他各種認可のあ

らゆる局面において解釈の違いに起因する不平等な課税や不当な徴収が常態化している。さらに、不明確な法律の文言、すなわち2000年法律第34号の「地方行政府・機関は住民およびビジネス界への公共サービス提供や各種許認可・ライセンス等での便宜をはかる際、それに応じた妥当な提供料を得ることができる」が汚職を助長している可能性がある（JETRO ジャカルタ・センター[2003c]）。

地方政府間の予算配分の偏りも重要な問題である。地方分権化後、徴税権の範囲拡大、あるいは地方によっては資金の不足などの理由から多くの地方政府が独自に地方税、地方課徴金を課している。KPPODによれば、2001年の地方分権化後、225県・市による881の条例のうち、297条例が投資に悪影響を与えている。また、税収目的で公布された地方政令は全国で1000以上あるといわれるが、地方税の過剰徴収は、企業にとり大きな負担となっている。

#### (5) 投資促進政策の未整備、裾野産業の未発達

2000年7月20日に投資規制対象業種（ネガティブ・リスト）<sup>(12)</sup>が改定されるなど、段階的に廃止されてきているとはいえ、外資の参入規制の存在が依然大きな投資上の障害である。外資系企業と国内企業に同等の待遇を与えるとした新投資法案は、2001年に草案が作成され、関連省庁間の協議に付されたものの、いまだに国会に上程されていない。投資に関する問題点としては、この他に投資許認可手続きが煩雑なうえ、遅延が常態化していること、手続きの際に汚職が横行していることが指摘されている。

税制面での投資促進政策として、2000年1月のIMFとの合意を受けて廃止された特定産業に対する各種免税措置（タックス・ホリデー）の再導入が検討されているが、財政均衡、税収基盤・徴税の強化を重視する一部の閣僚の反対により、具体的な政策立案は難航している。このほか、政府は2003年1月に「税制面での景気刺激策」で電機電子製品など合計23品目を対象として奢侈品税の減免税措置を発表し、同年7月には輸入または譲渡に関する付加価値税を免除する政令が施行された。新政権では投資優遇減税が経済政策に盛り込まれるなど、一層の進展が期待されている。

裾野産業の不在も、企業活動の大きな阻害要因である。国内メーカーの加工技術が未成熟であり、かつ生産体制が確立していないため、品質、納期、コス

ト面で障害が大きく、進出日系企業は容易に現地調達率を上げることができない。在インドネシア日系企業の原材料、部品の現地調達率は電子機械部門で約16%と低く（貿易・投資円滑化ビジネス協議会 [2004]）、原材料・部品を現地で50%以上調達している日系企業は37.7%に留まっている。この比率をアジア各国で操業する日系企業と比較すると、タイ（51.2%）、マレーシア（41.2%）、中国（49.7%）より低く、シンガポール（36.8%）、フィリピン（21.0%）、ベトナム（17.1%）より高くなっている（JETRO [2002b]、p.11）。JJC、KADINの提言活動においても、零細・中小企業の振興は重要な柱の一つとなっている。また、銀行からの中小企業の資金調達が困難であることも裾野産業の育成を阻む要因の一つと指摘されている。

#### (6) 法制度の不備

旧破産法（1905年制定）から新法への改定は、経済危機後のIMF主導の経済構造改革の一環として最初に取り上げられ、改正は1997年10月の趣意書締結を端緒とし約1年間かけて完了した（作本 [1999]）。しかし、その後の機能については汚職の蔓延など問題が多く、2003年度に処理された破産訴訟がわずか31件であったことから、破産法の改定や商業裁判所改革に加えて、裁判への信頼性の確保が急務である（World Bank [2003]）。

インドネシアの知的財産権関連法は、近年急速に整備されつつある（第7章参照）。しかし、実際には知的財産権に対する一般の意識はきわめて低く、国内では家電製品、自動車部品、繊維製品などの模倣品が大量に流通しているにもかかわらず十分な取り締り対策がなく、外国企業の経営を阻害しているとの声が大きい。特許庁が日本企業1500社を対象に行った調査によれば、2001年の商標、意匠、特許の模倣被害は752社に上り（前年の2倍）、被害を模倣品の製造元でみると、インドネシアはASEANのなかではタイに次いで多く、全体の2.8%を占める。

## 第2節 投資環境改善に向けた取り組みと「白書」

### 1. JJC投資環境対話

2001年9月27日、ジャカルタ・ジャパン・クラブ（JJC）は訪日中のメガワティ前大統領に対して、10項目からなる提言書を提出した。10項目とはすなわち、①治安の維持と司法の確立、②課税（課徴金）および課税事務の適正化、③通関・関税手続きの迅速化と、法律・運用規程の情報公開の義務付け、④労働問題の解決、⑤海外直接投資を奨励する各種優遇制度や促進策の充実、⑥裾野産業（Supporting Industry: SI）の振興、⑦電力などエネルギーの安定供給、⑧産業インフラの整備、⑨4大投資案件（パイトン [Paiton]、タンジュン・ジャティ [Tanjung Jati] の発電所案件2件と、チャンドラ・アスリ [Chandra Asli]、トゥバン [Tuban] の石油化学案件2件を指す）の円満な解決、⑩国の発展を支える人材育成、である。このような意見具申活動に対してメガワティ大統領が積極的な関心を示したことから、以後、JJCとインドネシア政府との間で活発な話し合いの場がもたれるようになった。

JJC投資環境対話と呼ばれるこの取り組みは、①通関・関税、②課税、③労働、④投資促進SI振興、⑤電力の五つの問題を集中的に協議するための小委員会と、小委員会における協議の進捗状況の報告や、各省庁間にまたがる問題の

表9-2 JJC意見具申活動の進捗状況（2004年2月25日時点）

（単位：項目）

優先度	緊急				高				中				低				合計			
	A	B	C	計	A	B	C	計	A	B	C	計	A	B	C	計	A	B	C	計
進捗状況																				
通関	5	0	0	5	13	4	2	19	2	1	2	5	1	0	0	1	21	5	4	30
課税	6	0	0	6	6	0	0	6	1	0	0	1	0	0	0	0	13	0	0	13
労務	3	1	0	4	7	2	0	9	0	5	2	7	0	0	0	0	10	8	2	20
投資	0	3	0	3	0	3	0	3	0	2	0	2	0	0	0	0	0	8	0	8
電力	1	5	0	6	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	6	0	7
合計	15	9	0	24	26	10	2	38	3	8	4	15	1	0	0	1	45	27	6	78

（注）A：完了、B：据置・協議中、C：不可能。

（出所）JJC提供資料による。

解決に向けた調整などを行う全体会議から成る。全体会議は、ドロジャトゥン（Dorodjatun Kuntjoro-Jakti）前経済担当調整相を議長とし、ほぼ3ヵ月に1回の頻度で開催された。2004年2月25日の最終全体会議時点における各小委員会と関連省庁による協議の成果は、表9-2の通りである。各小委員会は問題の重要性から優先度を「緊急」、「高」、「中」、「低」の4段階に分類したが、「緊急」は合計24項目あり、そのうち15項目が最終的に「完了」に分類された。

表9-3 JJC「健全なビジネス環境創出への提言」の概要

- |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>1. 法律制定と政策策定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 国家投資政策の明確化と実施体制の確立</li> <li>(2) 新投資法の成立</li> <li>(3) 地方政府の投資政策に関するガイドラインの制定</li> <li>(4) インフラ整備の国家計画の策定</li> <li>(5) 中小企業育成を含む国家産業政策の策定</li> <li>(6) 人材育成に関わる国家計画の策定</li> <li>(7) 二国間投資保護協定の締結</li> </ul> <p>2. 各種行政の改善</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 政府の行政行為にかかる手数料と標準処理日数の制定</li> <li>(2) 税関行政連絡会の設置</li> </ul> <p>3. 税制改善による公平性・合理性の実現</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 投資優遇措置の実施</li> <li>(2) 法令の運用の明確化</li> <li>(3) 課税実務・処理の簡便化と合理化</li> <li>(4) 税務否認に対する異議申立及び税務裁判制度の確立</li> </ul> <p>4. 労働関連法の整備と運用など</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 労働関連法の整備・制定と確実な運用</li> <li>(2) 雇用創出の為の社会システムの整備</li> </ul> <p>5. 社会インフラの整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 輸送網の整備</li> <li>(2) 内陸税関機能の拡充</li> <li>(3) タンジュン・プリオク港施設の早期改善</li> </ul> <p>6. 電力問題への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 電力セクターの健全化</li> <li>(2) 新法令制定に於ける投資家への配慮</li> <li>(3) IPPに対する政府保証発出凍結の解除</li> <li>(4) 他国の技術・機器・資金の積極活用</li> </ul> |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

(出所) 曾根貴史・JJC理事長「投資環境整備に関する要望（健全なビジネス環境創出への提言）」（2003年7月14日）。

15項目には、例えば通関・関税問題小委員会の「通関手続きの迅速化」と「中古設備の輸入手続きの簡素化」、課税委員会の「VAT書類の小さなミスに対する過大な罰金の是正」、電力小委員会の「独立発電事業者（Independent Power Producer: IPP）問題の解決」などが含まれる。特に最終会合ではそれまで審議の難航した労働問題分野で「解雇処分決定までの停職中の給与支払い義務の撤廃」、「違法ストライキに対する法の厳格な適用」の項目に関して労働力相令が定められるなど、細則が多数つくられている。最終会合までに全78項目のうち約6割が完了したが、「緊急」項目に分類されている労働小委員会の「合理的な最低賃金決定システムの構築」、電力小委員会の「PLNの財務構造の改革」、投資促進SI振興小委員会の「投資振興のための税制インセンティブの創出」など、法律や政令の改定を必要とする事項、または複数省庁の管轄を横断する事項は協議が難航し、解決に至らなかった。最終会合でJJC曾根理事長は、残された課題について今後もJJCが関連省庁との協議を継続していくことを表明し、各小委員会とも監視システムを構築していくことで合意した。

なお、JJCは2003年7月14日、インドネシア政府との全体会議、各小委員会で合意された具体的な提言を白書へ反映させるため、ドロジャトゥン経済担当調整相、ブディオノ（Boediono）前蔵相、ブルハヌディン（Burhanuddin Abdullah）中央銀行総裁宛てに「投資環境整備に関する要望（健全なビジネス環境創出への提言）」を提出している（表9-3）。

インドネシア政府への意見具申活動と並行して、JJCは日本政府に対する提言活動も行った。JJCは、日系企業の貿易・投資上の問題点と改善要望を調査し、その結果に基づいてジャカルタ市内の渋滞緩和、港湾・高速道路へのアクセス道路改善、タンジュン・プリオク（Tanjung Priok）港のリハビリ・効率化などを求めた産業インフラ改善に関する要望書を作成し、2003年3月30日付で飯村駐インドネシア大使に提出した。このほかのJJCの日本政府と関連する活動としては、小泉首相の提案によるインドネシア・日本両国の経済専門家により組織されたインドネシア・日本経済協力ワーキング・チーム<sup>(13)</sup>とも連携しており、JJC意見具申活動の成果を、同チームに報告していた。

## 2. メガワティ政権による「白書」の発表

2003年7月28日、インドネシア政府はIMF融資プログラムを2003年12月末

に終了し、その後は返済を予定通り行う一方、事後管理を受ける契約を結ぶと発表した。その後、同年9月16日にIMF卒業前後の経済政策の方針として、第1部「マクロ経済の安定化」、第2部「金融部門の再編と改革」、第3部「投資・輸出の促進と雇用創出」、の三つのプログラムを柱とする白書（大統領訓令2003年第5号）が発表された。世銀は、白書を国家開発計画（Program Pembangunan Nasional: PROPENAS）等従来のインドネシアの国家計画にはない具体性を持ち、インドネシア政府が自ら発表したプログラムとして好意的に受け止め、その実施能力や失敗時の責任の所在について疑問の余地はあるものの概ね国内外の経済界も歓迎した（World Bank [2003]）。白書はインドネシアの経済成長を促進するための公約であると同時に、それまでのJJCの活動に対するインドネシア政府の回答と捉えることもできる。JJCは「白書にこれまで行ってきた提言活動の大部分が盛り込まれている」と評価し、「今後は投資家の信頼回復に向けた確実な政策運営が重要である」と強調した。以下で、在インドネシア日系企業の投資活動に直接影響を与え、インドネシアの投資環境に関連する課題を含む第3部を中心に、その特徴と内容を簡単に確認したい。

第3部冒頭において、インドネシア政府は、今後の経済成長の鍵を握るのは投資と輸出の拡大であり、その大部分は民間部門により行われているとの認識から、政府の役割は適切な政策と制度によって投資促進的な環境を創出することである、との方針を明らかにしている。そして、問題を具体的に認識するため、経済界や市民団体との対話を数多く行った結果、政府は民間部門の要望を理解し可能な範囲で優先的に対応してきたとしたうえで、1) ワンルーフ・サービス<sup>(14)</sup>と投資輸出促進国家チームを通して投資・貿易環境を改善する、2) 破産法の改定により法の確実性を高める、3) インフラ（電力、交通、通信、水資源部門）の建設・修復を行う、4) 公共サービスの透明性を高める、5) 貧困の撲滅と雇用創出プログラムを通して格差を是正する、の五つの政策イニシアティブを表明している。

白書の大部分は、各分野の具体的な課題とそれに対応する政策目標、行動計画、成果、目標達成時期、担当部局、監督省庁、で構成されるマトリックスである。各分野の政策目標、行動計画は投資環境の改善という上位計画のもと、各省庁により作成され、提出された。このような経緯を反映し、第3部は非常に広範な問題点を網羅的に扱っているものの、世界銀行が“a bit of a mixed



bag”と表現していることから分かります（World Bank [2003]）、行動計画を羅列したのみにとどまり、全体の整合性が取れていない、あるいは不明確な項目が存在する（例えば投資輸出促進国家チームの役割）などの混乱がみられる。また、JJC提言の大部分が盛り込まれているとはいえ、すべての項目が上位計画と整合性をもつとはいえ、実施の可能性も項目により格差があるなど多くの問題点を抱えていた。2004年9月までの1年間に、白書に掲げられた政策目標の72%に当たる131項目が完了した（経済担当調整相府 [2003]）。しかし、例えば通関・税制上の問題の責を負う貿易投資・促進国家チームの設立に関する大統領決定は公布されたものの、事実上機能しなかった。外国投資回復への効果を期待された外資優遇政策を含む投資法も、省庁内の調整がつかず結局国会に上程されていない。

### 3. 新政権への政策提言活動

総選挙終了後の2004年4月以降、新政権に対する政策提言諸活動が本格化した。白書の実施による投資環境の改善を確実なものとし、新政権に引き継いでいくために、KADIN、CGIは白書発表後からすでにそれぞれモニタリング・チームを結成しており、総選挙後、両者はそれまでの活動の成果を踏まえた政策提言書をまとめた。両者が取り上げた優先的に取り組むべき課題は、法の確実性、地方自治、租税、労働問題、インフラ整備、投資政策など、共通点が多い。このことは政府とビジネス界の間で積み重ねられてきた議論のなかで両者の問題認識が共有されてきた証である。また、両提言書のもう一つの共通点は、問題点を即時的（100日以内）、短期的（1年以内）、中期的（5年以内）と分類し、具体的な政策を提案している点である。

#### (1) KADINによる政策提言書

白書発表直前の2003年11月、白書の実施状況を監視し、実業界の視点をインドネシア政府に提示していくことを目的として、KADINを中心にJJC、米国商工会議所（American Chamber of Commerce Indonesia: AmCham）などをメンバーに含むジャカルタ所在の各国商工会議所の連合体の国際商工会議所（International Business Chamber: IBC）の代表者、その他多数のエコノミストによるモニタリング・チームが結成された。KADINは以前よりJJCとインドネシ

ア政府との政策対話に強い関心を示していたが、2004年4月、JJCとJETROジャカルタ・センターに新政権に対する政策提言作成への協力を依頼し、同年5月、日本側はこの提案を受け入れた。2004年2月をもって終了したJJCの前政権との政策対話活動は、結果的にKADINのイニシアティブによる政策提言作成のためのワーキング・グループに引き継がれることとなった。

KADINは20の産業セクターと九つのテーマ（税制改革、労働市場の柔軟化、投資・産業政策、法制度改革など）を各団体に関係の深い分野ごとに振り分け、問題点の洗い出しと提言書起草を依頼した。例えば、製造業の大部分と投資・産業政策はJETROジャカルタ・センターが、石油・ガスはAmChamが担当した。提言の作成は参加団体の合議制によって行われ、2004年10月27日、「産業と投資の再活性化」（通称「中期産業ロードマップ」）と題した政策提言書が、KADIN幹部よりユドヨノ新大統領に手渡された<sup>(15)</sup>。この提言書の最大の特徴は、これまでのJJCの活動の最大の目標であった投資環境改善だけでなく、産業競争力の強化という一歩進んだ内容を打ち出した点である。産業戦略という言葉は新政権の100日アジェンダや中期開発計画には明記されていないものの、KADIN提言を受けて経済担当調整相や工業相は中期的な産業振興政策として言及しており、今後重要性を増していく可能性がある（佐藤 [2005]、p. 8）。

## (2) CGIによる政策提言書

2003年6月のCGI年央レビュー会合以来、投資問題を今後の課題として取り上げていくという機運が高まり、同年12月の会合で投資ワーキング・グループの設立が決定された。この会合では投資への民間参加についてのセッションが設けられ、援助国政府、国際機関だけでなく、JJC、KADINなど民間企業の代表がインドネシア政府への要望を表明し、政府側と議論した。このような議論をもとに、日・米・世銀の3者による「投資を通じた雇用の創出：投資環境改善に関する支援国からの提案」がまとめられ、2004年10月13日に新大統領に手渡された。この提言書は、優先的に取り組むべき政策課題として①租税、②通関、③労働問題、④インフラ、⑤投資政策・中小企業振興の5分野を挙げており、これはJJCの前政権に対する政策対話活動が対象とした分野を踏襲している。CGIの提言書作成から提出に至る経緯において、インドネシア国内で

非常に多くの進出企業が操業する日本が中心的な役割を果たしたといえるだろう。

### (3) 官民合同投資フォーラム

新政権成立に伴い、インドネシアとの経済関係に対する日本政府、日本のビジネス界の期待が高まっている。2004年11月6日、日本経団連の東南アジア・ミッションはユドヨノ大統領と会談、自由貿易協定（Free Trade Agreement: FTA）や日本の主導による包括的な経済連携協定（Economic Partnership Agreement: EPA）締結に向けた今後の方針について意見交換を行った。奥田碩経団連会長は両国の経済関係の強化に前向きな姿勢を示し、大統領に政治の安定、インフラ整備、質の良い労働力の確保の3点を要請した。これに対し大統領は、投資促進に重点を置いた経済成長の実現、経済の活発化、貧困削減の3点に取り組み、任期中に日本との関係を強化するとの意向を示した。

2004年12月、中川昭一経済産業相のインドネシア訪問に際し、投資環境改善について政府と民間が高官レベルで意見交換を行う場として、官民合同投資フォーラムの設立が合意された。中川経産相は同会合で、インドネシアで操業する企業の98%以上を占める中小企業の重要性を強調し、日本政府として大企業のみならず中小企業に対しても、人材育成などの分野で協力する姿勢を明らかにした。今後、会議は1年に1回程度開催され、政府側からはアブリザル・バクリ（Aburizal Bakrie）経済調整担当相と在インドネシア日本国大使、民間セクターからはKADINと日本経団連の代表が出席することが決められた。また、マリ・パンゲストゥ（Mari Pangestu）商業相を委員長とする企画調整委員会<sup>(16)</sup>と、税制・通関問題、労働問題、産業競争力の強化、中小企業育成など個別の問題に対処する小委員会も同時に設立され、フォーラム開催に向けた準備が行われている。

## 第3節 ユドヨノ新政権の経済政策

2004年10月20日、インドネシア史上初の国民による直接選挙で選出された政権として、ユドヨノ大統領とユスフ・カラ（Jusuf Kalla）副大統領が就任し

た。大統領は就任演説で、外国投資を促進し生産性と競争力を高める経済政策に取り組み、ビジネス界と対話をもつと発言、さらに構造的な汚職の撲滅に力を入れると約束した。大統領の真剣な姿勢は、就任直後、閣僚の財産・資産を汚職撲滅委員会に申告するよう指示したことにも表れている。さらに、新内閣の経済閣僚にはカラ副大統領、アプリザル・バクリ経済担当調整相をはじめ、実業家の経歴をもつ人物が多いことが大きな特徴である。大統領はショック療法として初回の閣議で任期の最初の100日間に行うべきプログラム（通称「100日アジェンダ」）を策定することを決定した。100日アジェンダは、国家開発企画庁（Badan Perencanaan Pembangunan Nasional: Bappenas）による「国家中期開発計画2004-2009」（2005年1月19日付大統領令2005年第7号）のなかで短期的に重要な課題をまとめたもので、KADIN提言から強い影響を受けている。なお、100日アジェンダのモニタリング・チームの長はカラ副大統領が務めている。本節では、新大統領による現時点での経済政策を紹介するとともに、今後の課題を整理したい。

## 1. 国家中期開発計画と100日アジェンダ

国家中期開発計画は、第1部「平和と安全」、第2部「公正と民主主義」、第3部「国家の繁栄」の3部（全36章）から構成されており、前政権による「白書」が経済分野のみを対象とし、各省庁からの政策目標の集合に過ぎなかったのと対照的に、国家中期開発計画は政治、社会、経済の全分野におけるインドネシアの現状と課題を整理したうえで目標と政策を掲げている。投資環境改善はマクロ経済安定化、福祉改善と貧困削減と並んで第3部に掲げられている（第17章、第18章）。開発プログラムとして1) 租税・通関改革、2) 投資政策、3) インフラの整備、4) 輸出競争力の向上、などが掲げられている。100日アジェンダのなかでは、税制上のインセンティブ（投資優遇減税の導入、奢侈品税の対象縮小）、柔軟な労働市場創出のための政令・労働力相決定の改善、投資を阻害する地方税の見直し、輸出入手続きの簡素化などが取り上げられた（佐藤 [2005]）。100日アジェンダの達成状況は、2005年2月14日時点で経済に関する68項目中57項目（84%）を達成した（経済担当調整相府ホーム・ページ参照）。一方、インフラ整備に関しての対応は迅速であり、2005年1月17～18日に開催されたインフラ・サミットで政府は総額225億ドルに及ぶ91件のインフラ投

資計画を提示、サミット終了時に署名された宣言には同サミットに参加した22ヵ国、700以上の代表団から総額100～150億ドル相当の協力が期待できると言及されている。短期的に政府が重視しているのは、ジャワ北岸・バリ高速道路、ジャワ・バリ島およびスマトラ島への電力投資、港湾・空港の整備、アチェ復興支援である（佐藤 [2005]）。2004年末のスマトラ沖大地震・インド洋大津波によってインドネシアが空前の被害を受けたことは記憶に新しいが、災害後の混乱を乗り越え、中期開発計画をいかに実現していくかが、今後のユドヨノ政権に対する評価と投資家の信頼を回復する鍵を握っている。

## 2. 課題と展望

以上にみてきたように、インドネシア政府と国内外の経済団体、国際機関によるインドネシアの投資環境改善に向けた努力は、前政権による「白書」に結実し、さらにJJC、KADIN、CGIによる粘り強い政策提言の積み重ねを経て新政権の100日アジェンダ、国家中期開発計画へと受け継がれた。白書は投資環境改善のために、ワンルーフ・サービスと貿易投資促進国家チーム、汚職撲滅委員会の設立などを決定したが、いずれもメガワティ政権期に目立った成果を上げることはできなかった。しかしながら、この時期はインドネシア政府と国際機関の提言、ビジネス界との対話の素地をつくった時期であったと前向きに捉えることもできよう。続く新政権は、汚職の撲滅と投資環境改善に真っ向から取り組む姿勢をみせている。

しかし、インドネシアの投資環境改善への道には、依然課題が山積している。100日アジェンダはとりあえず大部分が実行された。だが、政令・大統領令・大臣令で実行できるものに限定されている。法律の改定、制定や機構改革を含む、より抜本的な政策の実行（税制改革や投資法制の整備など）はこれからである。例えば、投資振興政策のなかで謳われている「投資許可を30日以内に通達すること」など、今後の実効性が明らかでないプログラムも含まれている。さらなるプログラムの内容の改善と投資環境改善のためには、ビジネス界とインドネシア政府は引き続きねばり強く対話を継続していくべきである。JJC、KADINなどの民間企業団体、政府内モニタリング・チーム、CGIは緊密な連携をとりつつ、投資環境改善に向けた今後の中期開発計画の実施に積極的に関与していかなければならない。新政権がどのように投資環境改善に取り組んでい

くのか、今後も注視していく必要がある。

【注】

- (1) ジャカルタ・ジャパン・クラブは1970年11月に発足した、インドネシアにおける商工会議所と日本人会の機能を併せもつ組織である。インドネシアには2005年3月現在で1028社の日系企業が存在し（JETRO調べ）、そのほとんどがJJCへのアクセスを有しており、JJCの取組みはおおよそ在インドネシア日系企業の意見を反映している。JJCの日系企業を対象とした投資環境に関するアンケート調査結果は、日本機械輸出組合（Japan Machinery Center for Trade and Investment: JMCTI）のホーム・ページを参照されたい。
- (2) 1966年設立のインドネシア援助国会議（Inter-Governmental Group on Indonesia: IGGI、議長国オランダ）を前身とし、1992年に世界銀行を議長として発足した。日本、米国、英国、フランス等債権国と世銀、アジア開発銀行（Asian Development Bank: ADB）などの国際機関が主要なメンバーで、インドネシアに対する国際的支援の枠組みとして各国の年次援助方針及び援助額についての方向付けを行っている。
- (3) World Bank [2003]、World Bank [2004] など。
- (4) JBIC [2004] は海外現地法人を3社以上有する製造業939社を、JETRO [2003]、JETRO [2004b]、JJC [2004] はインドネシアで操業する日系企業を対象としている。
- (5) 国際協力銀行 [2004]。有効回答数62社、括弧内は有効回答数に対する各回答の比率を示す。
- (6) 前課税年度の確定所得税額を月割計算して、当年の法人税として毎月予納する制度。
- (7) 例えば、14インチ以上のカラーテレビ、ルームエアコン、2ドア冷蔵庫等の家電製品に対して10～20%、乗用車に対して10～75%の奢侈品税が課せられる。
- (8) 実質化に際しては、最低賃金を消費者物価指数で除した。インドネシアの労賃の上昇による国際競争力の低下については、輸出志向企業と内需向け企業で評価が分かれる。ルピア安により、急激な賃金の上昇にかかわらず、ドル建ての賃金は危機前とそれほど変わらないためである（表9-2を参照）。
- (9) World Bank [2003, p.33]。他のASEAN諸国と比較すると、2003年11月の一般工月額賃金はジャカルタ133ドルに対し、中国の北京79～139ドル、大連96～129ドル、重慶145～185ドル、シンガポール432～557ドル、クアラルンプール202

- ドル、バンコク184ドル、ホーチミン102～138ドルなどとなっている（JETRO [2004a]）。
- (10) 懲戒退職時にも功労金支払いを義務付けた規定は、労働力相決定2000年第150号から存在しているとされる。2001年に企業側の要請に応じて、労働力移住相決定により、同規定の改定が行われたが、6月に西ジャワ（West Java）州バンドン（Bandung）で発生した労働者による州議会襲撃事件などが起きたこともあり復活、新労働力法でもこの点は引き継がれた。
  - (11) 40フィートコンテナの対日輸出（工場→最寄り港→横浜港）は、ジャカルタ890～990ドルに対し、中国の北京500ドル、大連834ドル、重慶1300ドル、マニラ850～1100ドル、シンガポール575ドル、クアラルンプール575ドル、バンコク1200ドル、ハノイ1300ドルとなっている（JETRO [2004a]）。
  - (12) 内容は、外資・国内企業ともに禁止業種（11業種）、外資のみ禁止業種（8業種）、外資による株式保有が95%以下に規制される業種（7業種）、外資による株式保有が49%以下に規制される業種（2業種）、となっている。
  - (13) インドネシア側のメンバーはBappenasのジュナエディ・ハディスマルト（Djunaedi Hadisumarto）、ガジャマダ大学エコノミストのスリ・アディニンシ（Sri Adiningsih）、ゴルカル党の政治家ヘリ・アクマディ（Heri Akhmadi）、有識者モクタール・ブチヨリ（Mochtar Buchori）、企業家のウントロ・スルヤ（Oentoro Surya）の5人、日本側のメンバーは浅沼信爾一橋大学教授、伊藤隆俊東京大学教授、浦田秀次郎早稲田大学教授、木下俊彦早稲田大学教授、白石隆京都大学教授の6人。2004年10月に解散した。
  - (14) 投資調整庁（Badan Koordinasi Penanaman Modal: BKPM）によると、国内企業、外資系企業の別を問わず各省庁で必要な投資に関わる許認可をBKPMが一括して行う行政サービスを意味する。2004年4月に大統領決定2004年第29号が出されたが、一旦投資許認可権限を与えられた地方政府が中央に再び権限を奪われると解釈して混乱が生じ、結局機能しなかった。
  - (15) KADINは新政権成立前の2004年8月にユドヨノ、メガワティ両大統領候補（当時）との公開対話を主催し、当選後の投資環境改善に関する政策提言活動について関連団体を交えた議論の場を設けた。
  - (16) 当初、委員長としてスリ・ムルヤニ・インドラワティ（Sri Mulyani Indrawati）国家企画開発庁（Bappenas）長官が就任することになっていたが、後に変更となった。

## 【参考文献】

<日本語文献>

アジア経済研究所編 [各年]『アジア動向年報』、アジア経済研究所。

石田正美 [2003]「薄日が差し始めたかに見えるインドネシアの投資環境」(関満博編『中国・東南アジアの台頭と日本の地域産業——日本とアジアの製造現場から』、アジア経済研究所)。

国際協力銀行 (JBIC) [2003]『わが国製造業企業の海外事業展開に関する調査報告——2004年度海外直接投資アンケート結果 (第16回)』、国際協力銀行。

—— [2004]『わが国製造業企業の海外事業展開に関する調査報告』、国際協力銀行 (要旨は<http://www.jbic.go.jp/autocontents/japanese/news/2004/000097/report.pdf>よりダウンロード可)。

作本直行 [1999]「インドネシアの新破産法とその制定にみる問題」(『アジア研ワールド・トレンド』、1999年10月号、pp.16-19)。

佐藤百合 [2003]『IMF卒業後のインドネシア経済』(ウェブマガジン『eNEXI』、2004年2月号、独立行政法人日本貿易保険。日本貿易保険ホーム・ページ[http://www.nexi.go.jp/service/sv\\_syuppan/magazine/index\\_frame.html](http://www.nexi.go.jp/service/sv_syuppan/magazine/index_frame.html)よりダウンロード可)。

—— [2005]『ユドヨノ=カラ政権の経済政策：投資環境改善を中心に』、国際金融情報センター (国際金融情報センターホーム・ページ<http://www.jcif.or.jp/index.html>よりダウンロード可)。

佐藤百合編 [2004]『インドネシアの経済再編——構造・制度・アクター』[研究双書 No.537]、アジア経済研究所。

JETRO ジャカルタ・センター [2003a]『インドネシア・ビジネス障害調査報告 2003年5月』、JETRO ジャカルタ・センター。

—— [2003b]『地方進出日系企業ビジネス活動への障害実態調査報告書：2003年10月』、JETRO ジャカルタ・センター (その後、『インドネシア地方における進出日系企業が抱えるビジネス障害に関する調査報告書 2003年11月』としてウェブ上で公開されている。同センターホーム・ページ<http://www.jetro.go.jp/biz/world/asia/idn/reports/05000658>よりダウンロード可)。

—— [2003c]『在インドネシア日系企業・駐在員事務所ダイレクトリー』、JETRO ジャカルタ・センター。

ジャカルタ・ジャパン・クラブ (JJC) [各年]『JJC インドネシア・ハンドブック』、ジャカルタ・ジャパン・クラブ。

日本貿易振興機構 (JETRO) [各年]『JETRO貿易投資白書』、日本貿易振興機構。

—— [2002a]『アジアの投資環境比較』[JETRO 海外調査シリーズ No.357]、日本貿



易振興機構。

- [2002b] 『進出企業実態調査アジア編：日系製造業の活動状況2002年版』〔JETRO 海外調査シリーズNo.358〕、日本貿易振興機構。
  - [2004a] 「第13回アジア主要都市・地域の投資関連コスト比較」(日本貿易振興会『ジェトロ・センサー』、2004年4月、pp.26-43)。
  - [2004b] 『在アジア日系製造業の経営実態：ASEAN・インド編 (2003年度調査)』、日本貿易振興会海外調査部 (日本貿易振興機構ホーム・ページ<http://www.jetro.go.jp/news/releases/20041109797-news/20040324.pdf>よりダウンロード可)。
- 貿易・投資円滑化ビジネス協議会 [2004] 『各国・地域の貿易・投資上の問題点と要望：各国・地域の貿易・投資上の問題点と要望2003年版』、貿易・投資円滑化ビジネス協議会 (貿易・投資円滑化ビジネス協議会ホーム・ページ <http://jmcti.org/mondai/top.html>よりダウンロード可)。
- 水野広祐 [2003] 「インドネシアの新労働法——2003年労働力に関する法律第13号と労使紛争処理法案」(『労働法律旬報』、No.1557、2003年8月10日)。

#### <外国語文献>

- International Monetary Fund Indonesia [2004] *Indonesia: 2004 Article IV Consultation and Post-Program Monitoring Discussions: Staff report, Staff Statement, and Public Information Notice on the Executive Board Discussion*, IMF Country Report No.04/188, Jakarta: IMF.
- Kementerian Koordinator Bidang Perekonomian (経済担当調整相府) [2003] *Paket Kebijakan Ekonomi Menjelang dan Sesudah Berakhirnya Program Kerjasama Dengan International Monetary Fund: Tim Pemantau Pelaksanaan Inpres No.5 Tahun 2003* (IMF卒業前後の経済政策パッケージ、大統領訓令2003年5号), Jakarta: Republic of Indonesia.
- World Bank [2003] *Beyond the Macroeconomic Stability*: World Bank.
- [2004] *Economic and Social Update (Consultative Group on Indonesia Mid Year Review Meeting)*: World Bank. (<http://siteresources.worldbank.org/>よりダウンロード可)
- World Economic Forum [2003] *Global Competitiveness Report*: World Economic Forum.

#### <ウェブサイト>

日本機械輸出組合：<http://www.jmcti.org/> (2005年2月16日参照)

経済担当調整相府：<http://www.ekon.go.id/>（2005年3月1日参照）

ジャカルタ・ジャパン・クラブ：<http://www.jjc.or.id/>（2005年3月1日参照）

財務省：<http://www.mof.go.jp/>（2005年2月1日参照）

Transparency International: [www.transparency.org](http://www.transparency.org)（2005年2月16日参照）